

## むすびにかえて（まとめ）

### 1. 各章の要約

以上、日本における外国人労働者の失業の状況とそれへの対応について若干の検討を行ってきた。重複を厭わずにこれまでの議論を整理しておく。

第1章では、諸外国および我が国における外国人の失業の統計的事実を整理した。まず、OECDの資料を利用して諸外国におけるNative-bornとForeign-bornの失業率を比較した後、日本については総務省『国勢調査』の公表資料を利用して、日本人と外国人の完全失業率の違いを確認した。その後、我が国でこれまで行われてきた外国人労働者の失業に関する調査研究を整理した。その結果、①日本人に比べて外国人の労働力率の方が高く、年齢階層別に見ると、日本人女子に比べて外国人女子の方がM字の谷の部分が高い。②高齢層の労働力率も日本人より外国人の方が高い。③諸外国と同様、我が国においても日本人より外国人の失業率の方が高い。とりわけ外国人若年者の完全失業率は日本人に比べて高く、年齢が高くなるにつれて完全失業率も高くなる傾向がある、といったことが確認された。しかし、以上は資料の制約もあり、あくまで第一次的な接近であり、限界があることを踏まえる必要がある。

第1章の後半で既存の調査研究を概観した結果、外国人の失業問題の調査研究を占めるウエイトは少なかったが、世界同時不況を境に、外国人労働者の失業が社会問題化していることが確認された。

第2章では、外国人を雇用する企業（事業所）側に焦点を当て、外国人の採用要件とりわけ日本語能力との関係を検討した。その結果、以下のことが確認された。①企業（事業所）では外国人労働者に対して高い日本語能力を求めており、日本語能力が低い外国人労働者の就業機会はかなり限定される。②雇用形態、仕事の内容などによって多少の違いはあるものの、日本で働く以上、一定以上の日本語能力が求められることは予想されたことであり、就業支援の一環として日本語能力を高めることは不可欠であると考えられる。③その際、企業（事業所）が求める日本語能力は、日常会話を超えるレベルの会話能力で日本語能力を求めているところが多い。④外国人労働者の活用実績がある仕事内容と外国人に求める日本語能力の関係を見ると、生産工程・労務の仕事でもある程度日本語ができることを求める事業所が多く、まして今後拡大が期待されるサービスの仕事やその他の仕事ではさらに高い日本語能力が求められている。

今後の外国人の雇用の見通しは不明とするところが多いが、誤解を恐れずにいえば、外国人の正社員、非正社員は現状維持か増加、外国人の外部人材は現状維持か削減といえるのではないか。そうであるとすれば、今後は派遣・請負などの雇用形態では通訳がつくので日本語能力が高なくても就労可能であるとはいえなくなる。企業（事業所）が期待するようなレベルの日本語能力を外国人が身につけるのは一時的あるいは短期的な支援では困難で、中長期間の継続的な取組みが求められよう。

第3章では、外国人の失業行動についてアンケート、インタビュー、ケーススタディで得た資料を基に、主にミクロレベルで検討した。

まず、世界同時不況によって失業した日系人をはじめとする外国人労働者の失業行動をまとめると、2008年末の時点で失業していた外国人労働者のおよそ4分の1が同時不況後に失業したが、それ以前からの長期失業者も3割以上いた。この中には若年未就業者も含まれている。失業の理由は契約期間切れと解雇で8割以上に達していた。また、失業者の職歴を見ると、間接雇用が6割、製造業が8割、生産工程作業が8割を占めるなど、失業者の発生が特定の属性に集中している。それまでの就業や生活が派遣や請負に大きく依存していたこと、彼らの日本語能力は必ずしも高くはないため、直接雇用への移行が容易でなく、いったん失業した外国人労働者は再就職の選択肢がきわめて狭かった。

同じ時期、日本人の配偶者であるフィリピン人女性に介護分野での就労を目指す動きがあった。もともと海外で就労するフィリピン人の多くがサービスの仕事についているという環境もある上、子供がいる場合などには日本語を使わざるを得ない環境にある。彼女たちの中には失業を契機に資格を取得しようとした者もいる。失業期間は3か月以内の者が多く、失業の理由についても、日系人では非自発的失業の割合が高かったのに対して、自発的失業も少なくない。生活基盤については、配偶者が日本人なので、本人が失業しても収入が補完出来、セーフティネットへのアクセスも容易である。日系人に比べて配偶者や子供を橋渡しに日本人と関わりを持っている者が多いのも特徴である。

では、失業を経験した日系人労働者で再就職に成功した者はどのような特徴があったのか。再就職した日系人労働者のアンケート結果を整理すると、失業期間の平均はおよそ5か月であるが、6割以上の者が1か月未満で現在の仕事に就いている。失業期間中に研修・職業訓練を受けたり、資格を取得した者は2割弱である。失業期間の長さは、日本語能力、前職の就業形態、現職への就業経路、研修・職業訓練、資格取得の状況などによって異なる。なかでも日本語能力が高い者は短期に再就職している比率が高い。これは、研修・職業訓練を受けたり、資格を取得することも可能であるから、失業期間が短くなる可能性が高い。ただし、限られたケースの分析であるので、このような結果が正しいのか、一般化可能なかどうかの判断はできない。引き続き、対象者数を増やしてその効果を検証する必要がある。

雇用状況に改善が見られる最近時点でも外国人の失業は発生している。そうした外国人失業者のインタビューから、全体の失業期間の平均はおよそ6か月であること、しかし、年齢が高い(40歳代、50歳代)の場合は失業期間が長期化する傾向があり、女性の場合、出産・育児期間に失業している者もいる。また、若年者の未就業・失業が多いとのことで、未就学のまま労働市場に参入したことがその1要因になっていると考えられる。日本語能力と失業期間の関係については、日本語能力が低い者の方が失業期間が長い傾向がある。ただし、失業期間が現在も継続しているので、断言は出来ない。

第4章では外国人支援の状況を整理した。そのなかで、外国人の失業とセーフティネット

としての生活保護を取り上げた。厚生労働省「被保護者全国一斉調査基礎調査」を利用して、被生活保護世帯総数と外国人世帯数をもとに計算した世帯類型別寄与度は、失業などにより保護受給となる世帯等が含まれる「その他」の増加寄与が大きい。しかし、「その他」の世帯類型の増加寄与が大きいのは外国人世帯だけではなく、世帯総数についても同じであり、外国人世帯だけの特徴とはいえない。重要なことは、失業のセーフティネットとしての生活保護から外国人労働者が自立するためにどのような支援が効果的かという点である。国では「定住外国人支援に関する対策の推進について」を取りまとめ、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定、関係府省庁で対策が講じられている。「安定して働くために必要な施策」として、仕事に必要な日本語の習得などを図るなど職業教育、職業訓練等の推進、日系定住外国人の集住地域のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営など多言語での就職相談、就労の適正化のための取組として事業主に対して雇用管理改善指導の実施や産業界との意見交換などが掲げられている。また、日系人が集住する地域において安定雇用の促進を図るために日系人就労準備研修事業を実施している。企業（事業所）が外国人を採用する要件として日本語能力、それも日常会話を超えるレベルの日本語能力求めていることから、日本語能力を高める施策を継続的に実施していくことが重要であると考えられる。

## 2. 就労支援と生活支援の組合せ

不幸なことに、世界同時不況は定住外国人をめぐる様々な問題を表面化させ、就労・定住支援のあり方に多くの課題を投げかけた。日系人労働者の不安定な雇用、日本語能力の問題、子弟の教育の問題、社会保障の問題など、日本での就労・生活のあらゆる分野に及ぶ。外国人の生活・就労支援に関連した取組みを充実させる必要性について、市町村全体では充実させることが必要と考えているところは約2割にとどまるが、都道府県の9割以上、外国人集住都市でもおよそ9割が取組みを充実させる必要があると考えている。そして、具体的な分野として、外国人失業者への対応、外国人子弟の就学、健康保険や年金への加入、災害時の対応などが挙げられている。

これまで南米系日系人に見られたような雇用だけではなく住居を含む生活全般を派遣会社に依存する働き方の危うさは改めて指摘するまでもない。就労支援として、既述したように、緊急雇用対策事業を利用した雇用機会の創出が行われたが、今後も継続した取組みが必要であり、その際、キャッシュ・フォー・ワーク（CFW）も1つの支援のあり方であろう。

様々な問題を解決し外国人が安定して就職・就学できるためには、日本語の習得を含む社会統合施策が必要であり、外国人との共生社会の実現するために利害関係者が連携して施策や支援に継続的に取り組むことが求められよう。

### 3. NPO・NGO、労働組合、ボランティアなどと連携した支援の取組み

公的な支援体制が十分整備されていない場合、制度でカバーできない場合、外国人の支援のニーズが行政に届かない場合などには、行政と個々の外国人を結びエゾン機能が必要になる。世界同時不況直後のような機動的な対応が求められる場合にはNPO・NGO、労働組合など外国人を支援する組織の役割が一層重要になる。中部経済産業局(2007)ではNPOによる外国人の支援の事例が紹介されている<sup>54</sup>。

しかし、現実問題として、資金面や人材面での制約もあり、その支援が十分でない場合もある。また、支援のあり方はややもすると「一方通行」になってしまうことに注意しなければならない。そうした事態を回避するためにも、行政とNPO・NGO、労働組合、ボランティアなどが連携して取り組むことが必要であり、何より外国人住民を含む利害関係者が連携することが不可欠である。この点に関して、都道府県の70%以上、市町村の15%、外国人集住都市の58%でNPOなど支援団体と既に連携して取り組んでいる。

今後の問題点として、緊急雇用対策の一環として行政と支援団体とのネットワークが形成されたが、往々にして緊急雇用対策が終了するとそのネットワークが途切れてしまいがちであることがあげられる。そうしたことがないよう、継続した連携を維持していくことが必要である。

### 4. 今後の外国人労働者の就労支援

「日本再生戦略」(2012年7月)では、デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野として、「外国人向けの事業環境・生活環境の整備を加速する」と記されている。また、生活・雇用戦略の重点施策として、戦略的な生活支援の実施が掲げられ、国民一人一人が社会に参加し、潜在能力を発揮するために「社会的包摂」を進め、生活保護を受けることなく自立することが可能になるよう「生活支援戦略」を策定、実施することとなっている。そのなかで、就労支援の強化等によって自立の助長を一層図ることとなっている。

具体的には、外国人の失業者に対する対策は一律なものではなく、属性別に対策を講じる必要がある。失業率が高い若年者については将来就労困難な社会階層が形成されることを回避するためにも、職業生活の初期から対策を講じるが必要である。また、外国人は年齢とともに失業率が上昇する傾向があるので、中高年向けの対策も必要である。さらに、外国人女性の労働力率の高さを反映して、失業率も高い。これまでのように製造業だけに依存することなく、他の分野へも就業の場を広げるため日本語能力の向上を図るべきである。また、自治体独自の対応とあわせて、行政とNPO・NGO、労働組合、ボランティアなどが連携し、継続的な日本語教育・就労準備訓練に取り組むことが求められる。これらとあわせて、適切かつ効果的な生活・就労支援を行うためにも外国人の失業状況を正確に把握することが必要で

<sup>54</sup> 中部経済産業局地域経済課(2007)『東海地域の製造業に働く外国人労働者の実態と共生に向けた取組事例に関する調査報告書』。

あろう。

雇用政策研究会報告書（2012年8月）によれば、「我が国が社会構造の変化やアジア諸国の台頭によるグローバル競争の激化等により、国内の産業構造が急激な変化を余儀なくされており、今後、産業構造の変化と雇用面の対応が、如何に適切に歩調を合わせていけるのかということが、重要な課題となっている」と論じている。その上で、今後の雇用政策の方向性として、日本の成長を担う産業の育成と一体となった雇用政策が示され、緊急雇用対策を通じて雇用を「まもる」雇用政策から「つくる」「そだてる」「つなぐ」政策に軸足を移行するとしている。この報告書が示唆するように、製造業は今後とも我が国の雇用の軸となると考えられ、外国人労働者の雇用の受け皿の1つであり続ける可能性がある。しかし、それとともに日系人やその子弟、日本人の配偶者などの外国人材が成長分野でも活用されるよう能力開発や就労支援を実施していくことが必要であろう。

## 参 考 资 料

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム<sup>56</sup>

国名	概要
イギリス	<p>○欧州委員会 (European Commission) の「EU 域外からの移民に対する社会統合のための基金 (EIF : the European Fund for Integration of Third Country Nationals)」により、2007 年から 2013 年まで様々なプロジェクトに予算を配分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象: イギリスに移住して5年以内の者(亡命者、難民、EEA 域内の移民者、学生ビザまたは短期査証でイギリスに滞在する者は対象外)。</li> <li>■ 内容: 語学、イギリス社会で生活するための基礎知識に関する助言、ガイダンス、地域活動 (Community activities) 等を通じた社会統合のためのプログラム。</li> <li>■ 実施主体: 民間の非営利団体、自治体の外郭団体、大学など。事業期間 1~3 年にかかる事業費概ね 50%が EIF 基金による助成額。参加は任意。</li> <li>■ 共同体の結合性向上のために社会的成功度の均一化が重要。教育、労働市場、保健、住宅、刑事司法の各方面における平等な待遇の徹底化を目指し、英語が第一言語でない生徒への英語教育の重点的な実施、特に就職が不利なグループ(黒人、カリブ人、パキスタン人、バングラデシュ人の子孫等)に対する就職支援等の施策を総合的に実施。</li> <li>■ 2009 年3月、移民の影響を受ける地域における違法雇用への対応や地域の公的サービスへの負担の軽減のため、経済移民及び留学生から徴収する賦課金を原資とする7千万ポンド(初年度3千500万ポンド)の基金(Migration Impact Fund)を創設することを発表。同基金により、移民増加に対応するため、学校教員の増員、家庭医(GP)の担当範囲の拡大、警察による集中支援等革新的なプロジェクトを実施する地方公共団体に対する支援を実施(同基金は 2010 年 10 月に廃止<sup>57</sup>)。</li> <li>■ 2009 年7月 22 日、コミュニティ・地方自治省は、総額 880 万ポンドの人種差別撲滅基金(TRIF: Tackling Race Inequality Fund) を創設。TRIF は、不利益を受けている少数移民グループを対象として価値観の共有及び公平性を実現するため、イングランドの地方組織に対し、一組織あたり 20 万ポンド~45 万ポンドが 2009 年7月から 2011 年3月までに補助金として交付。</li> <li>■ TRIF は 2011 年3月までに合計 26 の地方組織に対して総額 840 万ポンドの補助金交付を実施。</li> </ul>

資料出所: WIP ジャパン (2010) 『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査 (厚生労働省委託調査)』、厚生労働省 (2010) 『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

<sup>56</sup> 参考表の作成に当たり、労働政策研究・研修機構国際研究部飯田副主任調査員に資料の整理をお手伝いいただいた。

<sup>57</sup> [www.parliament.uk/briefing-papers/SN05725.pdf](http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05725.pdf)

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

国名	概要
アメリカ	<p>○連邦政府プログラム：市民権および社会統合プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 予算額\$900 万(FY2011)</li> <li>▪ 財源 国土保障省</li> <li>▪ 助成金対象組織：市民権に関する講義だけを提供する組織・プログラム、市民権申請のための準備教育・準備手続きサービス、全国移民教育プログラム(移民ビザを保有する外国人を対象として国語教育、市民権申請手続きサービス、市民権インタビュー準備教育など)</li> <li>▪ 300 以上の団体が応募、42 団体が助成対象に。</li> <li>▪ 市民権情報センターの創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>市民権に関する情報を集めたセンターをオンライン上に創設。</li> </ul> </li> <li>▪ 新アメリカ人特別調査会(8連邦省、12 連邦政府機関、州および地方機関、非営利団体、地方ボランティア団体が関与し、官民協力体制のもとで英語、公民教育指導拡大を推進する連邦政府主導の移民社会統合プログラム)</li> </ul>
ドイツ	<p>○2005 年 1 月 1 日に施行の「滞在法 (AufenthG)」に社会統合政策に関する規定が新たに盛り込まれ、ドイツ語及びドイツの法的秩序、文化、歴史に関する知識習得のための統合コースの設置に関する規定が設けられ、2007 年 8 月 28 日施行の改正「滞在法 (AufenthG)」には、「統合コース」への参加義務規定が盛り込まれた。</p> <p>○2008 年 9 月 1 日からは、「国籍法 (StAG)」の改正に伴い、ドイツ国籍の取得を申請する者に対して、自身のドイツ市民としての知識を提示するために、ドイツ連邦移民・難民庁 (BAMF) が実施する「国籍取得テスト (Einbürgerungstest)」を受けることが新たに義務付けられた。なお、在ドイツ学校の卒業証書を所持する者、身体・精神に障害のある者については、国籍取得テストは免除。</p> <p>○連邦政府は、2011 年に 2 億 1 千 800 万ユーロを負担（受講者 1 人当たり、授業単位ごとに 2.35 ユーロを講習提供団体に払う）。</p> <p>○2012 年 1 月発表の「国民統合活動計画」では、通園率が通常より低い移民の背景を持つ子どもの早期言語習得促進に力を入れている。特に必要である地区の約 4000 施設で、言語習得促進を行う職員が新規採用できるよう、連邦政府が補助金事業を行っている<sup>58</sup>。</p>

資料出所：WIP ジャパン（2010）『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査（厚生労働省委託調査）』、厚生労働省（2010）『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

<sup>58</sup> [http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_272/04\\_sp.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_272/04_sp.pdf)

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

国名	概要
フランス	<p>○2010年11月、移民・統合・国家アイデンティティ・連帯開発省（移民省）が廃止され、移民の入国管理及び社会統合分野の所管は内務省（ministère de l'Intérieur, de l'Outre-mer, des Collectivités territoriales et de l'Immigration）に再び移された<sup>59</sup>。</p> <p>○社会統合プログラムの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■外国人労働者のなかの「賃金労働者」、「研究者」で無期限雇用契約保有者、「芸術・文化的職業従事者」で無期限雇用契約保有者には「受入・統合契約（CAI）」締結が義務づけられ、①市民研修、②生活講習、必要に応じて、③語学研修、④職業能力適性診断、⑤フランスにおける親の権利と義務に関する講習を受講（契約の遵守が滞在許可証更新の際の審査基準としても考慮）。研修費及び各種支援は移民・統合庁（OFII）が無料で実施。1回目で十分な結果が得られない場合、2回目以降の DILF（フランス語初級修了証）取得のための受検費用は本人負担。</li> </ul> <p>○地方移民人口統合プログラム（PRIPI：Programme régional d'intégration de populations immigrées）</p> <p>統合政策の目的は移民のフランス社会への社会的、職業的統合を促進し、機会均等を確保することであり、移民に①フランス語の習得、②「共生」の規則を学び、共和国的価値の知識を得ること、③就職・起業支援、雇用における多様性の促進を図ること、④高齢移民者の生活・住居条件を改善すること、⑤移民の歴史と記憶の価値を高めることを課題に。</p> <p>統合政策のツールの一つとして2003年に受入・統合契約（CAI）を導入。統合に係るあらゆる問題（雇用、住宅、教育、健康、高齢移民者対策など）には対応していない。</p> <p>○移民統合問題はフランスの地域によって特性が異なり、地方による統合政策はより移民統合問題の多様性を反映することができると考えられ、地方主体の移民統合政策を促進。</p> <p>例：受入統合市民権局（Direction de l'accueil, de l'intégration et de la citoyenneté）による2010年～2012年地方移民人口統合プログラム（PRIPI）。</p> <p>○その他、社会統合政策にかかる施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「多様性ラベル（label diversité）」の推進</li> <li>■「親に学校を開く（Ouvrir l'école aux parents）」プログラム：外国人の親のために公立学校（小・中・高等学校）。CAI で義務付けられたフランス語研修、共和国的価値の習得、教育制度や親の権利と義務に関する講習が開催。国民教育省が実施するプログラムで、外国人の親のフランス社会への統合を支援し、学校と親の関係を深めるのが目的。</li> <li>■「PARP」奨学金：フランス入国時にフランス語及びフランス文化への適応が困難であったにもかかわらず、中等教育（高校修了証 BAC 取得）を終えることができた非フランス語圏出身の学生のための高等教育進学を支援する奨学金。</li> <li>■「統合賞（prix de l'intégration）」、「統合支援賞（prix du soutien outien soutien）」の付与。</li> </ul>

資料出所：WIP ジャパン（2010）『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査（厚生労働省委託調査）』、厚生労働省（2010）『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

国名	概要
カナダ	<p>○移民を対象とした社会統合プログラムとして、移民定着統合プログラム（ISAP）、ホストプログラム、カナダ新移民語学研修制度（LINC）がある。財源は市民権・移民省で連邦政府の管轄にあり、各州・準州政府に同プログラム運営のための予算が移転支出（財政移転）される（非移民はプログラムの対象外）。受講は必須ではなく、自主的な参加によるものである。各プログラムには有料と無料のものがあり、有料の場合、その金額は様々。</p> <p>○市民権・人権省が主管組織であり、7つの州及び準州の地方事務局を通じてこれらプログラムを運営。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 移民定着統合プログラム (ISAP: Immigration Settlement and Adaptation Program) : 移民のカナダ社会への定着と統合を助けるためのプログラム。オリエンテーション、翻訳や通訳、地域社会に関する情報の供給源への照会、問題解決に重点を置いたカウンセリング、一般情報ならびに雇用関連情報などを移民へ提供。</li> <li>■ ホストプログラム (Host Program) : 新しい国へ移住したことに起因するストレスを克服するためのサポートを提供。ボランティアが、移民が利用できるサービスについて教え、それらサービスを有効利用できるよう手助け、英語やフランス語の習得サポートやそれぞれの精通職業分野へのコンタクト、移民たちの社会参加を促進。</li> <li>■ カナダ新移民語学研修制度 (LINC: Language Instruction for Newcomers to Canada) : 移民のカナダ社会への社会的・文化的統合を促進するプログラム。カナダ政府、州政府、教育委員会、地域の大学そして移民支援組織との協力の下、国内のあらゆる場所で成人移民を対象に英語とフランス語の語学習得コースを提供。フルタイム・コースとパートタイム・コースの2種類があり、授業中の託児所が設置されているところもある。受講時間はプログラムにより異なり、受講料や入学金も学校や主催者によって異なる設定となっている。</li> <li>■ 統合プログラム予算 (財源 Financial Resources 2009-2010) (単位 100 万 C\$) は当初予算 (Planned Spending) 921.5、確定予算 (Total Authorities) 975.6、執行額 (Actual Spending) 965.7 (出所はカナダ国家予算委員会事務局 (Treasury Board of Canada Secretariat) Program Activity 5 - Integration Program)</li> </ul>

資料出所：WIP ジャパン（2010）『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査（厚生労働省委託調査）』、厚生労働省（2010）『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

国名	概要
ニュージーランド	<p>○各省庁や政府エージェンシー等公的機関によって、さまざまなプログラムを実施。</p> <p>○移民局ウェブサイトにて次の7分野で省庁が取り組む社会統合にかかる事業として掲示。</p> <p>①資格・能力評価分野：ニュージーランド資格審査局：移民申請、雇用及び就学において必要となる当該移民の保有する海外資格の評価と、国内資格との比較を行う。</p> <p>②英語教育分野  <b>【教育省】</b>ESOL（英語を母語としない人のための英語課程）予算による最大5年間の移民及び難民の初等・中等学校生徒向けの英語教育。<b>【高等教育委員会】</b>新たにニュージーランドに入国し、英語の上達を目指す人を支援するさまざまなプログラムの提供。</p> <p>③家庭生活分野  <b>【青少年育成省】</b>新移民を含む若者向けのプログラムやサービスの提供。<b>【社会開発省子供・青少年・家族局】</b>子供や若者を虐待や犯罪から守る活動の実施。<b>【ニュージーランド警察】</b>子供や若者を虐待や犯罪から守る活動の実施。民族コミュニティと共に活動（12 か国語のウェブサイト、39 か国語の電話通訳に対応）。<b>【家族委員会】</b>ニュージーランド家庭及び移民家庭のためのより良い政策、サービス・支援の推進、及び家族問題について意見交換を行うウェブサイト「The Couch」の運営。</p> <p>④就労支援分野  <b>【キャリアサービス】</b>雇用、職業訓練及び就学に関する情報収集の支援・職探しに関する情報提供のほか、移民及び難民のニーズに対応するための直接面談や履歴書の書き方講座なども実施（39 か国語の電話通訳に対応）。<b>【社会開発省労働所得局】</b>移民及び難民向けの就労プログラムの提供 ESOL（英語を母語としない人のための英語課程）を利用した雇用促進対策を含む就労・勤続支援（11 か国語での業務に対応）。</p> <p>⑤健康  <b>【保健省】</b>公共衛生分野における移民及び難民の支援（通訳を通しての問診、電話通訳に対応）</p> <p>⑥住居  <b>【ニュージーランド住宅供給公社】</b>低所得者、障害者、不適切な生活環境にいる者、個人の賃貸市場で不公平な扱いを受けた者、難民対象者に対する、低価格の賃貸物件の割り当て（39 か国語の電話通訳に対応）</p> <p>⑦労働者支援  <b>【労働省職業局】</b>雇用に関する質疑応答（職業訓練、職業相談、就職活動、自営業、職場問題などの情報提供）、<b>【労働省雇用関係局】</b>雇用に関する法律の閲覧（39 か国語の電話通訳に対応）、<b>【労働省労働安全衛生局】</b>労働安全衛生にかかる情報提供。</p>

資料出所：WIP ジャパン（2010）『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査（厚生労働省委託調査）』、厚生労働省（2010）『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

国名	概要
韓国	<p>○2009年から以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外国人を対象にする文化事業の拡大及び支援策の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハングル・韓国文化の教育、外国人労働者の生活体育教室、体育イベント</li> <li>・ 「外国人労働者の文化フェスティバル」の拡大及び地域別外国人労働者の文化行事の支援</li> <li>・ 滞在外国人の韓国生活への適応を支援するシステムの構築：「移民行政コールセンター」を設立し、各機関の外国人支援プログラムと連携。24時間通訳サービスによる法律・出入国・国籍相談、医療、保険などの様々な情報を含む滞在支援サービスを提供。</li> <li>・ 外国人に対する認識を変えるための対国民教育・広報の強化：社会・道徳などの教科に多分化教育要素を反映、多文化・多人種に対する教育の実施、「外国人と共に行う文化教室（外国人が自国の文化を紹介するプログラム）」、「ユネスコ共同学校事業」などを拡大。外国人が参加するテレビプログラムの政策を活性化、外国人と韓国人家庭の血縁事業の拡大、「外国人の日」の制定などによる多文化社会に対する認識転換を導く各種プログラム実施。</li> </ul> </li> <li>■ 外国人労働者の子弟のための教育支援対策：①外国人労働者家庭の韓国適応及び安定的在留の支援、②外国人労働者（不法滞在含む）の子弟の教育権保障の支援、③韓国語（KSL）クラス運営などの学校内の教育支援強化、④民間機関を中心にハンガルの教育、宗教教育、情報化教育などを実施、⑤大学生のメンターなどのボランティア活用を通じた教育支援、⑥外国人労働者の子弟教育専門家の養成プログラムの運営</li> </ul> <p>韓国の宗教系が設立・運営する約200以上の団体は学校と連携システムを構築、学校に適応するための事前・事後教育、IT教育などを実施。当該の外国語専攻か当該国の言語ができる大学生ボランティアを通して訪問学習指導など。</p>
シンガポール	<p>○外国人労働者の社会参加を支援する社会統合政策はほとんど行っていない。外国人労働者に対して厳しい管理体制を強いているため、外国人労働者を支援するNGOの活動は進まなかった。しかし近年、政府も外国人労働者の社会的統合政策を打ち出し、2008年10月、人材開発省に社会統合促進のための各省庁の取り組みを調整する運営委員会を設置。また、新たに入国した外国人労働者のために、シンガポールの法律、文化などについての冊子を複数言語で作成、配布し、低熟練労働者のための就業前研修では、従来の安全研修に加えて、シンガポールの社会についての研修を実施。さらに外国人家事労働者に対しては、年2回ニュースレターを発行、シンガポール社会に溶け込みやすいよう支援。</p> <p>○2010年5月、人材開発省の依頼を受け、外国人家事労働者技能訓練協会（FAST：Foreign Domestic Worker Association for Skills Training）が外国人家事労働者のための新たな社会統合プログラムを開始。シンガポールの文化や社会規範、家計管理やストレス管理についてのアドバイスなど。近年NGO団体の支援活動に協力する形で社会統合を推進。</p>

資料出所：WIP ジャパン（2010）『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査（厚生労働省委託調査）』、厚生労働省（2010）『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

国名	概要
シンガポール(続き)	<p>○2004年にTWC2(Transient Workers Count Too)とHOME(Humanitarian Organization for Migration Economics)の2つのNGOが正式発足、外国人労働者の支援。</p> <p>○シンガポールで働く外国人は労働組合に加入可能、造船業などを中心として加入率が高い。</p> <p>○2009年4月、シンガポール全国労働組合会議(NTUC)はシンガポール全国雇用者連盟(SNEF)とともに外国人労働者センター(NWC)を設立(外国人労働者を援助、外国人とシンガポール人の友好的な関係を促進することを目的とするNGO)。</p>
スウェーデン	<p>○統合政策は1997年から現在まで、「民族や文化的背景と関係なく、全ての人々に平等な権利、義務と機会をもたらすこと」を狙いとする。スウェーデン政府では、大臣、省庁、政府機関のすべてが、各々の分野において統合に責任を負う。統合政策は移民に対する社会的排除を取り除くことを目的に、労働市場、教育や反差別等の様々なセクターにおける政策が関係。</p> <p>○政府は、2008年から2010年までの社会統合に関する総合戦略として、①新規移民(特に難民、保護を必要とするその他の移民、その家族)のより迅速な統合、②雇用の推進と起業支援、③学校における成果と平等の向上、④言語能力の向上とより多くの成人教育の機会、⑤効果的な反差別への対策、⑥社会的排除が広がる都市部での取り組み、⑦社会における共通の基本的価値の強化をあげている。</p> <p>○社会統合に係る施策として、新規移民のスウェーデン社会への導入に関する新法が2010年12月1日発効。導入事業への積極的な活動と参加を促すためのインセンティブの設定、サービス業者の多様化、移民の能力の活用がねらい。その他、保健、法律、教員養成などの分野で外国の大学の学位を持つ非EEA国民向けの講座が大学や短期大学で開講。また、スウェーデン高等職業教育庁(National Agency for Higher Vocational Education)と公共雇用サービスが、さまざまな職業における外国の専門資格のヴァリデーションを目的とするプロジェクトを共同で実施。新規移民の学歴や背景に対応する職業を得られるよう、職業メンターが対応、メンタリング、カウンセリング、マイクロクレジット(小額の短期融資)を通じて移民の起業も促進。</p> <p>○政府は社会的疎外が拡大している地域の企業に税を軽減する制度の導入を検討、調査を開始。国内平均に対し雇用率が著しく低い地域の職場創出と雇用増加が導入の目的。地域における社会統合に係る施策の推進例：市町村による語学教育(SFI: Swedish for Immigrants)、市町村による市民オリエンテーションなどを実施。</p> <p>○2010年9月発足の政府において、移民の統合に関する所管は雇用省(Ministry of Employment)。統合政策は、移民に対する社会的排除を取り除くことが目的、労働市場、教育や反差別等の様々なセクターにおける政策が関係。難民、保護を必要とする者およびその家族に対するその統合支援は、国に責任。統合政策の主体は、雇用省：労働市場への統合、公共職業安定所：失業者の支援、市町村：学校教育、語学教育、住宅計画等、県：医療サービスなど。</p>

資料出所：WIP ジャパン(2010)『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査(厚生労働省委託調査)』、厚生労働省(2010)『世界の厚生労働2010』、IOMホームページ等を基に作成。

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

国名	概要
ノルウェー	<p>○移民の社会統合政策として包括的・世代間アプローチを採用。2007年以降、政府は移民及びその子弟の社会的統合アクションプランを策定、貧困撲滅・強制婚阻止のアクションプランと連携させて実施。同プランの目的は、移民の可能な限り早い労働市場及び社会への参加の促進のため社会参加率の向上と生活環境の改善。</p> <p>重点分野：積極的労働市場政策、導入プログラム、ノルウェー語指導、幼稚園の無料コア・タイム、強制婚の阻止など。</p> <p>○政府は2009年1月に新しい反差別法を施行、その他、平等推進と民族差別の撤廃を目指したアクションプランを発表。仕事場・公的サービス・教育・住宅市場・飲食施設などにおける差別撤廃を目指したもので、9大臣の責任のもと66の具体策を提示。</p>
EU	<p>○EUの社会統合政策は加盟各国の責任に委ねられており、EUとしては加盟国における社会統合の成功事例を掲載したハンドブックの作成等による各国支援を行う。</p> <p>○2003年6月に欧州委員会は「移民、社会統合、雇用に対する年次報告」を採択、共通の具体策の策定や新たな課題に対応するためにEUレベルでの団結した行動の必要性を指摘、移民の融合政策を進める上で融合の経済・社会的側面だけでなく、文化的・宗教的多様性や市民権・政治における権利といった問題をも考慮した包括的アプローチの重要性を強調し、EUが従来以上に移民の融合政策を効率的に展開する必要に迫られているとして、法的枠組の強化及び関連諸施策の調整の迅速化等を求めた<sup>60</sup>。</p> <p>○2004年にEU加盟各国が域内共通の統合原則（Common Basic Principles on Integration）に従うことを合意したが、当初は移民向け政府ウェブサイトの好事例としてイギリスの事例を加盟国間で共有・研究するようなどころからスタート。イギリスがEUの共通戦略に基づき移民を社会統合政策の対象と位置づけるようになったのは、2000年の「雇用と労働における平等の取扱いのための一般枠組みの創設に関する指令」を国内法化した「2006年差別禁止法」の制定から。同法は2009年に「2010年平等法」に組み込まれた。</p>

資料出所：WIP ジャパン（2010）『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査（厚生労働省委託調査）』、厚生労働省（2010）『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

<sup>60</sup> <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to020~032.pdf>

参考表 諸外国の移民に対する社会統合支援プログラム（続き）

機関名	概要
IOM	<p>○主な活動は移民個人への直接支援から関係国への技術支援、移住問題に関する地域協力の促進にいたるまで、幅広く移住に関する様々な問題に対応。</p> <p>○近年、移住政策をめぐる議論の中で「移民の社会統合」(Migrant Integration)に関心が集まっている。これは、従来の「融合か、多文化主義か」といった単純化したモデルを離れ、受け入れ社会と移民の双方がお互いの独自性と多様性を尊重しつつ、同じ社会の構成員としての共有文化を築き上げていく過程を指している。</p> <p>○移民の社会統合を進めるには、雇用の安定、言語の習得、社会保険の適用を促進する施策が不可欠で、そのような社会的統合政策に関する各国の政策実施状況は、146のメンバー国と13のオブザーバーステイツと連携し、各政府と連携し、以下の分野をフォロー。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Migration and Development</li> <li>・Migration Health</li> <li>・Facilitating Migration</li> <li>・Movement, Emergency and Post- Conflict Migration Management</li> <li>・Regulating Migration</li> <li>・Reparation Programmes</li> <li>・General Programmes</li> </ul> <p>○以下のフォーラムを立ち上げて連携。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行に関する国際対話 (IDM)</li> <li>・移行に関する地域協議プロセス (RCPs)</li> <li>・移行と開発に関するグローバルフォーラム (gfmd)</li> </ul>

資料出所：WIP ジャパン（2010）『諸外国における外国人労働者の受け入れ制度に関する調査（厚生労働省委託調査）』、厚生労働省（2010）『世界の厚生労働 2010』、IOM ホームページ等を基に作成。

---

JILPT 資料シリーズ No.112

外国人労働者の失業の現状

発行年月日 2012年11月28日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 有限会社 太平印刷

---

©2012 JILPT

Printed in Japan

\* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)